

フジ・ケア多摩ケアプランサービス

居宅介護支援事業所重要事項説明書

〔 2025 年 9 月 1 日現在〕

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 045-455-7840（月～金曜日 9：00～17：00）

担 当 介護支援専門員 小原 亜弓 / 管理責任者 小原 亜弓

※ ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	フジ・ケア多摩ケアプランサービス
所在地	川崎市多摩区登戸 185 マルヨマンションⅡ 1 階 2 号
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 (川崎市 第 1475403224 号)
サービスを提供する 実施地域※	川崎市多摩区、麻生区、高津区、宮前区、東京都稲城市 ※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制 管理者 1 名 介護支援専門員 1 名

(3) 営業時間 月～金曜日 午前 9 時から午後 18 時まで

(土、日曜・祝日・12月29日～1月3日は休業)

(4) 事業の目的：利用者からの相談に応じ、本人や家族の意向を基に必要なサービスを適切に利用できるようサービスの種類・内容・担当するものなどを定めた計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業所と連絡調整を行います。

3. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

付属別紙 2 「サービス提供の標準的な流れ」 参照

4. 利用料金

(1) 利用料（ケアプラン作成料）付属別紙 3 参照

(2) 交通費 前記 2 の (1) のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

(3) 解約料 お客様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

5. ハラスメント対策

- 1 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み職員が働きやすい環境を目指します。
- 2 利用者が事業所の職員に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷等の迷惑行為セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

6. 虐待の防止について

- 1 事業者は利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために必要な処置を講じます。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を概ね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備します。

(3) 従業員は虐待防止の啓発、普及をするための研修に定期的に参加しています。

(4) 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置しています。

虐待防止に関する担当者 小原亜弓

- 2 サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

7. 秘密保持

- 1 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者の有する問題や解決すべき課題等についてのサービス担当者会議において、情報を共有するために個人情報サービス担当者会議で用いることを、本契約をもって同意とみなします。

8. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

- 1 事業者は感染症の予防及びまん延防止のために次にあげるとおり必要な措置を講じます。
- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (3) 従業者は感染症の予防及びまん延防止のための研修に定期的に参加しています。

9. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、事業計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するように努めます。

10. サービス内容に関する苦情

- (1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。

<その他の窓口>

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

- ・多摩区役所 高齢・障害課 電話 044-935-3266
- ・麻生区役所 高齢・障害課 電話 044-965-5159
- ・神奈川県国民保険団体連合会介護苦情相談課 電話 045-329-3447

- (2) 苦情処理手順方法

- ① 苦情の申立書を受付ける
- ② 当事業所が苦情に関する調査を行う
- ③ その調査結果を受けて事業所が改善すべき事項を検討する
- ④ 改善すべき事項をもとに当該事項に関する指導を実施する
- ⑤ その結果を利用者又はそのご家族へ報告する

(付属別紙 1)

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- ・ 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・ また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

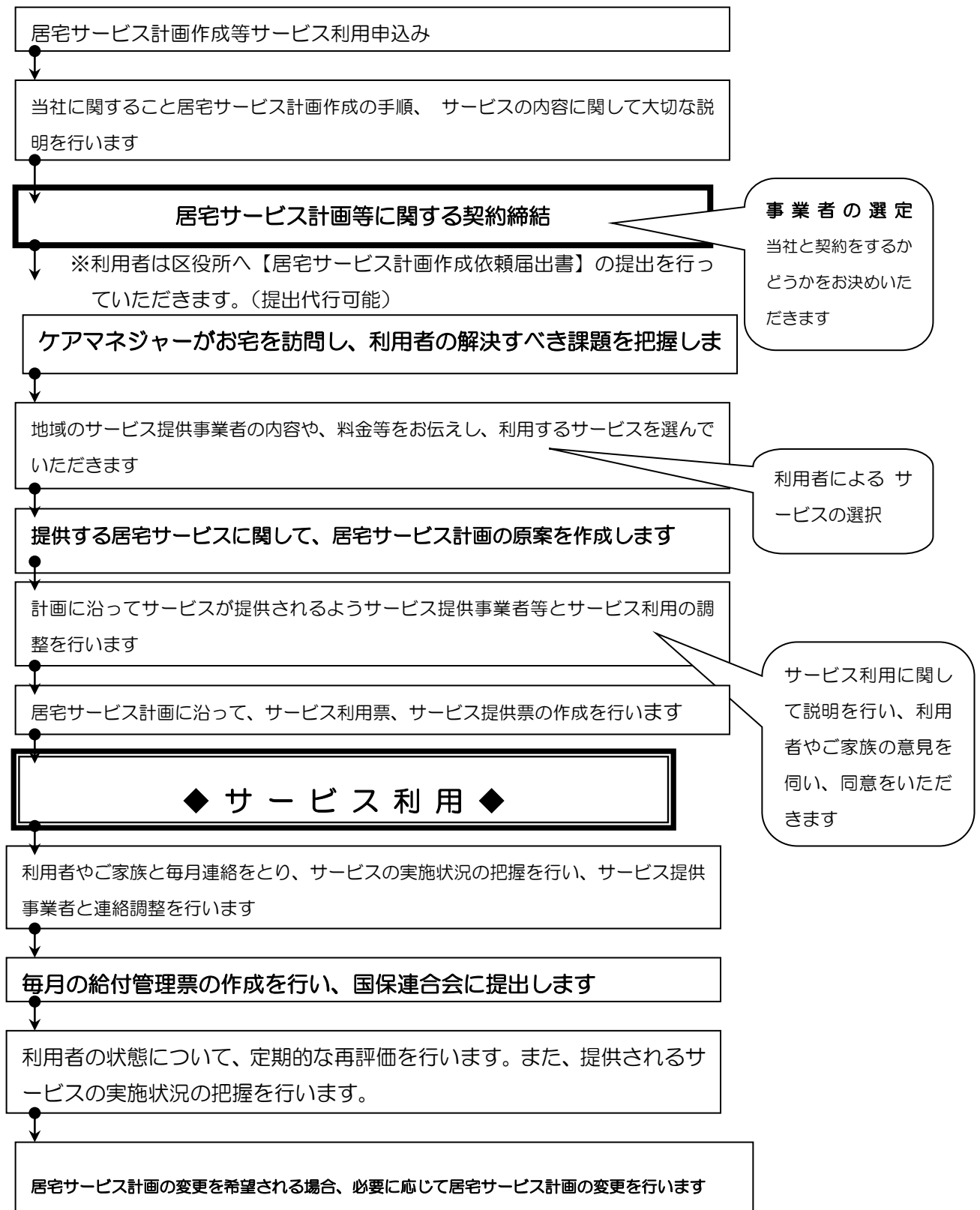
4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくことになります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくことになります。

(付属別紙2)

サービス提供の標準的な流れ



(付属別紙 3)

居宅介護支援事業料金表

居宅介護支援 (i)				備 考
要介護度	単 位	介護報酬×11.12 円*	ご利用者様負担額	* 川崎市は 2 級地の為報酬単位に 11.12 円をかけ計算
要介護 1. 2	1086 単位	¥12076	¥0	
要介護 3. 4. 5	1411 単位	¥15690	¥0	

加算項目	単位	介護報酬	負担額
初回加算	300 単位	¥3,336	¥0
入院時情報連携加算 (i)	250 単位	¥2,780	¥0
入院時情報連携加算 (ii)	200 単位	¥2,224	¥0
退院・退所加算 (Ⅰ) イ	450 単位	¥5,004	¥0
退院・退所加算 (Ⅰ) ロ	600 単位	¥6,672	¥0
退院・退所加算 (Ⅱ) イ	600 単位	¥6,672	¥0
退院・退所加算 (Ⅱ) ロ	750 単位	¥8,340	¥0
退院・退所加算 (Ⅲ)	900 単位	¥10,008	¥0
通院時情報連携加算	50 単位	¥556	¥0
緊急居宅カンファレンス加算*月 2 回まで	200 単位	¥2,224	¥0
ターミナルケアマネジメント加算	400 単位	¥4,448	¥0

- 加算項目は緊急時居宅カンファレンス加算を除き月に 1 回までとなります。
- 退院・退所加算については入院・入所中 1 回までとなります。
- 居宅介護支援料は加算を含め介護保険から全額支払われ自己負担はありません。
- 保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1 ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

居宅介護支援の提供開始に際し、利用者に対して重要事項について説明しました。

年 月 日

【 事 業 者 】 フジ・ライフケア有限会社
藤川 茂 ⑩

【 事 業 所 】 フジ・ケア多摩ケアプランサービス

【 説 明 者 】 氏名 小原亜弓 _____

事業者から居宅介護支援についての重要事項について説明を受け、同意しました。

年 月 日

【 利 用 申 込 者 】

住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

【 利 用 者 家 族 】

住 所 _____

氏 名 _____ (続柄) ⑩

【 代 理 人 】

住 所 _____

氏 名 _____ (続柄) ⑩